



高齢者の運転免許自主返納を支援します 受付開始は 5 月 1 日～

高齢者による交通事故を防止するため、高齢者の運転免許自主返納を支援します。65 歳以上の人自主的に運転免許の全部を返納した場合、タクシー利用券 3 万円分を交付します。

運転に不安のある人、家族から返納を勧められている人は、運転免許の返納をご検討ください。

対 象 (右記の全てに該当 する方)	①平成 29 年 4 月 1 日以降にすべての運転免許を自主返納した人 ②自主返納をしたときに満年齢 65 歳以上の人（満 64 歳の人で、免許の有効期限が満了する直前の誕生日 1 ヶ月前から誕生日前日までに自主返納をした人も含む） ③高萩市に居住しており、かつ高萩市の住民基本台帳に登録がある人 ④市税等に滞納がない人 ※更新期限を過ぎ、運転免許証が失効した人などは対象外です。
支 援 内 容	タクシー利用券 3 万円分（500 円× 60 枚）を交付します。 ・有効期限なし ・1 乗車で利用できる枚数に制限なし（おつりは出ません） ・経路、乗降場所に制限なし ・市が協定を締結したタクシー業者でのみ利用可能 （高萩市・北茨城市・日立市に営業所のあるタクシー業者。詳細は市ホームページをご覧ください。） ※支援は 1 人につき 1 回限りです。
申 請 方 法	(1)必要書類 (2)申請手順 ①高萩市高齢者運転免許自主返納支援事業申請書 （申請書は市役所総務課窓口に設置してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます） ※申請書には申請者ご本人の印鑑が必要です。 ②運転免許を返納する際に交付される「申請による運転免許の取消通知書」の写し又は「運転経歴証明書」の写し ① 運転免許を自主返納する 最寄の警察署・交番・駐在所または運転免許センターで免許を自主返納 ※交番・駐在所で免許を自主返納する場合、事前に電話等で申し込みが必要です。また、「申請による運転免許の取消通知書」の発行に 1～2 週間程時間がかかります。  ② 市役所総務課（仮設庁舎 B 棟 3 階）に申請する 必要書類をご持参ください。 ※申請書等審査後、交付決定となります。 ※タクシー利用券については後日郵送します。 

4月6日～15日 春の交通安全運動

『一人でも ちゃんと守るよ 交通ルール』

入学を迎えるこの時期は、子どもの交通事故増加が懸念されます。ドライバーは、子どもやお年寄りを見かけたら、減速するなど思いやり運転に努めましょう。

◆ 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない～

◆ 運動の重点

- ①通学路における安全の確保 ②歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 ③飲酒運転の根絶
- ④後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自転車事故に備えて保険に加入しましょう

自転車は、手軽で便利な乗り物として日常生活で幅広く利用されている一方で、重大な交通事故により高額な損害賠償を求められる事案も発生しています。

自転車に乗る人は、自転車専用の任意保険や自転車安全整備店で **TS マーク付帯保険** などに参加し、万が一の交通事故に備えましょう。



TS マークとは

- ・日本交通管理技術協会に登録された自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士が、点検・整備した普通自転車に貼りつけるシールです。TS マークには、傷害保険と賠償責任保険が付帯されています。
- ・自転車利用中の事故によるけが、歩行者や他の自転車に衝突してけがを負わせた場合に対処できます。
- ・TS マークを貼る料金は、自転車の点検整備を受ける料金となります。
(※ TS マーク付帯保険の有効期限は、点検日から1年間になります。)
- ・TS マークには、青色マーク（第一種）と赤色マーク（第二種）があり、賠償内容が異なります。

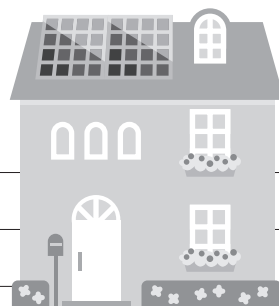
種 別	傷 害 補 償		賠償責任補償
	死亡もしくは 重度後遺障害（1～4級）	入院（15日以上）	死亡もしくは 重度後遺障害（1～7級）
青色 TS マーク	30 万円	1 万円	1,000 万円
赤色 TS マーク	100 万円	10 万円	5,000 万円

○問合せ 総務課 ☎23-2119

——— 新婚世帯を応援します！ ———

新婚家庭の家賃を助成します

対 象 (右記の全てに 該当する方)	①市内の民間賃貸住宅に夫婦ともに居住し、同所在地に住民登録をしている人
	②新規賃貸契約期間が平成 26 年 4 月 1 日以降であると共に、夫婦のいずれかが借主であること。
	③婚姻届出日現在で夫婦いずれも満 50 歳以下の人
	④助成金申請日前 3 年以内に婚姻届を提出している夫婦
	⑤本市及び従前の居住地において市税等の滞納がない人
	⑥他の公的制度（生活保護等）で家賃補助を受けていない人
	⑦本助成制度を一度も受けたことがない人
支 給 額	月額 1 万円
助成期間	申請した月の翌月から最大 36 ヶ月
申請方法	申請書を子育て支援課（仮設庁舎 B 棟 1 階）に直接提出

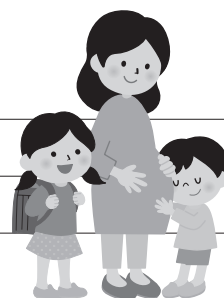


○問合せ 子育て支援課 ☎23-2129

子宝ハッピー祝い金を支給します

経済的負担の軽減を目的に、第3子以降のお子さんが誕生した際、祝い金を支給します。

対 象 (右記の全てに 該当する方)	①誕生した第3子以降のお子さんの他に既に2人以上のお子さんを養育している又は養育していたこと ②対象のお子さんの出生日前1年以上高萩市に住所を有すること ③市税等の滞納がないこと
支 給 額	対象のお子さん1人につき 10万円
申 請 期 間	対象のお子さんが出生した日から3ヶ月以内
申 請 方 法	申請書を子育て支援課（仮設庁舎B棟1階）に直接提出 ※詳細は市ホームページ等をご覧ください。



○問合せ 子育て支援課 ☎23-2129

わくわくハッピー祝い金を支給します

第3子以降のお子さんが、平成29年度中に新規で保育園や認定こども園等に入園または、平成29年4月1日に幼稚園、小学校及び中学校等に入園・入学する際、祝い金を支給します。

対 象 (右記の全てに 該当する方)	①第3子以降のお子さんの他に既に2人以上のお子さんを養育している又は養育していたこと ②平成29年4月1日現在で高萩市に住所を有すること ③市税等の滞納がないこと
支 給 額	対象のお子さん1人につき 3万円
申 請 期 間	①保育園・認定こども園等……………新規に入園してから4ヶ月以内 ②幼稚園・小学校・中学校等……………平成29年7月31日まで(やむを得ない事情があるときは、ご連絡ください)
申 請 方 法	申請書を子育て支援課（仮設庁舎B棟1階）に直接提出 ※詳細は市ホームページ等をご覧ください。

○問合せ 子育て支援課 ☎23-2129

——— 子育て世帯を応援します！ ———

遠方へ通勤しているお父さん・お母さんへ 通勤費の一部を助成します

遠方へ通勤している小学3年生までのお子さんがある世帯のお父さん、お母さんを対象に、通勤費の一部を助成します。JR特急や高速道路を利用して早めに帰宅し、一家団らんのひとときを過ごしてください。

対 象 (右記の全てに 該当する方)	①小学校3年生までのお子さんがいること ②勤務先が、水戸市以南又はいわき市平以北で、公共交通機関又は自家用車で通勤していること ③助成金申請時において高萩市に住所を有していること ④市税等の滞納がないこと
助 成 額	月5,000円限度（年間60,000円まで）
助成額交付時期	9月、翌年3月
申 請 方 法	申請書を子育て支援課（仮設庁舎B棟1階）に直接提出 ※詳細は市ホームページ等をご覧ください。

○問合せ 子育て支援課 ☎23-2129

住宅リフォーム資金助成のご案内 ～快適な住環境づくりを支援します～

市内在住の方が、市内の施工業者により個人住宅のリフォーム工事を行った場合、その経費の一部を助成します。

◎リフォーム工事とは

住宅の機能の維持向上のために行う補修、改良、設備改修工事等をいいます。

対象建物	①自らが住んでいる持家 ②店舗兼住宅などは、自らが住んでいる住宅部分
助成対象	工事費が10万円以上（消費税別）で平成29年4月1日以降に着工し、平成30年3月31日までに完了する市内施工業者が行ったリフォーム工事（着工前に必ず申請が必要です。） ※市内施工業者とは、市内に住所及び事務者を有し、工事を行う者をいいます。
助成金額 助成件数	工事費（消費税別）が10万円以上のものに関し、工事費の10%（1,000円未満は切り捨て）を助成します。 ※助成金の上限は10万円。 ※予算の範囲内で20件程度の助成を実施。
申込資格	次のすべての要件に該当すること ①高萩市に在住する方で、当該住宅に継続して3年以上居住している方 ②助成の対象となる住宅の所有者であること ③市税等及び市の行う各種資金の貸付金に係る返済等について、滞納がないこと ④対象となる工事について、市で実施している他の同様の制度（平成26年～28年度高萩市住宅リフォーム制度を含む）による助成金の交付を受けていない方
申込手続	平成29年4月1日以降に着工し、必ず <u>改修工事前</u> に次の書類を提出 ①当該改修工事の請負契約書の写し ②住民票及び納税証明書 ③登記事項証明書又はそれに代わるもの

○申込み・問合せ 観光商工課 ☎23-7316

『高萩いちご狩り婚活～甘いイチゴのような素敵な出会いを～』開催

高萩市ハッピーサポート事業第一弾！大人気企画再び！

春は出会いの季節。イチゴ狩りで新しい出会いを見つけ、素敵な1年にしませんか？

日 時	4月29日（土）11：30～17：00 ごろまで
集合場所	高萩市総合福祉センター多目的ホール（高萩市春日町3-10）
参加条件	男性：24～42歳位の高萩市在住又は在勤の独身社会人 女性：24～42歳位の独身社会人 ※各15名
参加費	男性：3,500円 女性1,500円 ※バス代・食事代込 当日徴収いたしますので、お釣り銭のないようご用意願います。
特筆事項	【男性】当日10：30よりセミナーを受講。10：15に集合場所までお越しください。 【女性】日立駅より送迎バスをご用意しております。ご利用ください。 日立駅 10：45（受付10：40～）バス出発
その他	※キャンセル費用は1週間前の4月15日（土）より全額発生いたします。 ※ご本人確認提示（免許証・保険証など）をご持参ください。 ※定員に達し次第締め切りとなりますので、ご予約はお早めに！

○予約・問合せ 株式会社エクシオジャパン ☎050-5531-9451

アイラブ高萩・まちづくり支援金 平成 29 年度事業募集

～皆さんのアイデアで新たな高萩のまちづくりにチャレンジしてみませんか？～

応募締切：平成 29 年 4 月 21 日（金）必着

1 事業内容

①団体育成事業

設立後 3 年以内のまちづくり団体の自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、経費の一部を負担し団体育成を支援します。（10 万円を限度に予算の範囲内で支援）

②イベント支援協働事業

アイラブ高萩・まちづくり支援金の地域づくりのテーマに沿った事業（イベント）を提案してください。提案していただいたアイデアを審査選考し、効果的な事業（イベント）を市民と行政が協働で実施します。

テ ー マ	想定される事業 ※市からの支援額上限 30 万円
山間地域の活性化に関するもの	○都市と農村の交流事業 ○子どもたちの自然体験事業 ○四季をととした自然散策や自然観察会 など
歴史と伝統を活かしたまちづくりに関するもの	○地域の歴史遺産をめぐるウォークラリー ○穂積家等での各種伝統行事（ひなまつり、月見会など） ○竜子山トレッキング など
中心市街地の活性化に関するもの	○駅前のにぎわいづくりのための事業 ○駅前商店会、商工会等と連携した賑わい ○駅前通りや本町通りを利用した歩行者天国のイベント など
海岸の利活用に関するもの	○海浜動植物の観察会や保護活動 ○海浜部を利用したスポーツ事業 ○親子で楽しめる事業（砂浜カルタ、大風上げ大会など） など

③重点分野事業

市単独では解決が困難である事業等について、市側からテーマを提供しまちづくり団体から事業提案を受け、共に知恵と力を出しながら取り組みます。（10 万円を限度に予算の範囲内で支援）

【応募事業】 ①少子化対策事業 ②高萩創生事業

2 応募要領

■対象となる事業 次のすべての要件に該当するもの

- ①公共性のあるもので、地域活性化に寄与する活動を行うもの ②単年度で完了するもの
- ③主に市内で実施するもの

■対象とならない事業

市の補助金（この要綱に基づく補助金を除く）の交付を受けている事業又は補助金対象となっている事業など。詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

■応募者の要件…まちづくり団体で、次に掲げる要件をすべて満たす人。

- ①構成員が 5 人以上（20 歳以上の者一人を含む）の団体であること。
- ②公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
- ③主たる活動地域が市内であること。

3 応募方法

アイラブ高萩・まちづくり支援金交付申請書、アイラブ高萩・まちづくり事業実施計画書、アイラブ高萩・まちづくり収支予算書（市指定様式 1 号～3 号）、構成員名簿（任意様式）を平成 29 年 4 月 21 日（金）【必着】までに観光商工課へ持参してください。（提案書等様式は観光商工課にて配布。また、市ホームページでもダウンロードできます）

4 事業実施までのスケジュール

時 期	内 容
～4 月 21 日	応募メ切
5 月上旬～中旬	書類の選考審査、選定結果の通知
決定後～平成 30 年 3 月 31 日	事業（イベント等）の実施
平成 30 年 2 月	アイラブ高萩・まちづくり大会（事業報告会）

○申込み・問合せ 観光商工課 ☎23-7316

防犯灯 LED 化の支援内容を拡充しました

市は、自治会等が設置・管理している防犯灯の LED 化（新規設置含む）に対して補助してきましたが、平成 29 年 4 月から支援内容を拡充しました。「LED 防犯灯（10VA 以下）」に切り替えると、電気料金が蛍光灯型の約半額となり、概ね 10 年間は球切れなどの修繕の必要もありませんので自治会等の経費削減につながります。

■支援内容

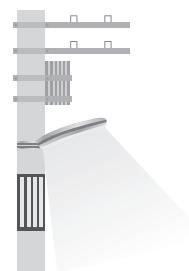
(1) 防犯灯を LED 化した場合（新規設置含む）	(2) 自治会等がコミュニティ活動をした場合
申請により設置費用の 3 / 4 を基本補助 ※補助額の上限無し	申請により設置費用の 1 / 4 を追加補助



(1) と (2) を組み合わせると防犯灯の LED 化に要する費用を『全額補助』

自治会等のコミュニティ活動例（①・②両方を実施）

- ①「総会・定例会・新年会・花見会・忘年会など」の集まり（年 1 回以上）
- ②「A～C」のいずれか 1 つ以上を実施
 - A：社会貢献活動（地域の草刈り、ゴミ拾い、海岸清掃、花壇設置など）
 - B：防災・減災活動（防災訓練への参加など）
 - C：その他の活動（地域の高齢者支援活動支援など）



※補助の対象となるのは、付近の防犯灯その他の照明設備から概ね 50 m 以上離れているものです。
補助金を受けるには、工事着工前に申請が必要です。詳しくは財政課へお問い合わせください。

○問合せ 財政課 ☎23-2113

新たに公共下水道使用開始となる地域の皆様へ ～3年以内に水洗化工事をお願いします～

地域の皆様には、下水道工事中、大変ご不便をおかけしました。秋山、石滝の各一部（下図の色付き部分）で、平成 29 年 3 月 31 日から公共下水道が使えるようになりました。この地域に家屋を所有している方は、3 年以内に汲み取り便所を水洗便所に改造したり、台所や風呂などの生活排水を下水道へ流すための排水設備工事をしていただきますようお願いいたします。

お早めに、当組合の排水設備指定工事人へお申込みください。

平成 29 年 3 月 31 日供用開始地区

【大字秋山の一部】



【大字石滝の一部】



○問合せ 日立・高萩広域下水道組合 ☎0294-39-5596